

大阪広域水道企業団訓令第 1 号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（副企業長の専決事項） 第 3 条 （略） （1）—（10） （略） <u>（11） 予算の項の流用に関すること。</u> <u>（12） 1 件300万円以上の予備費の充当に</u> <u>関すること。</u> <u>（13） 予定価格が 1 件 13.5億円以上の工</u> <u>事その他の請負、委託及び受託に關</u> <u>すること。</u> <u>（14）—（17） （略）</u> （経営管理部長の専決事項） 第 4 条 （略） （1）—（10） （略） <u>（11） 予算の目の流用に関すること。</u> <u>（12） （略）</u> <u>（13） 予定価格が 1 件 3.5億円以上 13.5億</u> <u>円未満の工事その他の請負、委託及び</u> <u>受託に関すること。</u> <u>（14）—（26） （略）</u> （事業管理部長の専決事項） 第 5 条 （略） （1） 前条第 1 号から第 7 号まで、第 9 号、 第 10号及び<u>第 13号から第 25号まで</u>に掲 げる事項 （2）—（5） （略） （課長の専決事項） 第 7 条 （略） （1） 予定価格が 1 件 <u>3.5億円未満</u>の工事 その他の請負、委託及び受託に関する こと。 （2）—（13） （略） 2 （略） 3 （略） <u>（1） 予算の節の流用に関すること。</u> <u>（2）—（7） （略）</u> 4 — 8 （略）	（副企業長の専決事項） 第 3 条 （略） （1）—（10） （略） （11） 予定価格が 1 件 <u>5 億円</u>以上の工事 その他の請負、委託及び受託に関する こと。 <u>（12）—（15） （略）</u> （経営管理部長の専決事項） 第 4 条 （略） （1）—（10） （略） （11） （略） <u>（12） 予定価格が 1 件 2 億円以上 5 億円</u> <u>未満の工事その他の請負、委託及び受</u> <u>託に関すること。</u> <u>（13）—（25） （略）</u> （事業管理部長の専決事項） 第 5 条 （略） （1） 前条第 1 号から第 7 号まで、第 9 号、 第 10号及び<u>第 12号から第 24号まで</u>に掲 げる事項 （2）—（5） （略） （課長の専決事項） 第 7 条 （略） （1） 予定価格が 1 件 <u>2 億円</u>未満の工事そ 他の請負、委託及び受託に関するこ と。 （2）—（13） （略） 2 （略） 3 （略） <u>（1）—（6） （略）</u> 4 — 8 （略）

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。